



再生資源の利用の促進に関する法律の施行について（通知）

技術基準の種類：環境建設副産物
通知日：平成3年12月3日

受管第651号
平成3年12月3日

部内各課長殿
各土木事務所長殿
鳥取港湾事務所長殿

土木部長

再生資源の利用の促進に関する法律の施行について（通知）

このことについて、建設省建設経済局長から別添写しのとおり通知がありました。
つきましては、この法律の趣旨を徹底していただきますようお願いいたします。

（別添省略）